

上田市公共施設木質バイオマスボイラー導入可能性調査業務委託 に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

上田市は、令和5年11月に環境省から地域脱炭素のモデルとなる脱炭素先行地域に選定されたことを受け、令和6年度から令和10年度までの5年間に事業期間とし、計画に基づいて太陽光発電設備、省エネ機器等の導入に取り組んでいる。本業務はその一環として、化石燃料（灯油）を使用して熱供給を行っている市内の公共施設において、温室効果ガスを削減するとともに、間伐材や未利用材の有効活用による林業分野の活性化に資することを目的に木質バイオマスボイラーの導入可能性等について検討するものである。

2 委託業務の概要

- (1) 件名 上田市公共施設木質バイオマスボイラー導入可能性調査業務委託
- (2) 内容 別紙「上田市公共施設木質バイオマスボイラー導入可能性調査業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (3) 調査対象施設 長野県上田市別所温泉58番地
上田市相染閣（愛称「あいそめの湯」）
- (4) 履行期限 契約締結日から令和9年3月1日まで
- (5) 提案限度額 3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
※当該金額は、契約金額ではない。

3 選定方式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

参加資格を有する者は、次の全ての要件を満たしているものとする。

- (1) 「令和7・8・9年度物品入札（見積）参加申請提出業者名簿」に登録されている者であること。
- (2) 本市から入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 本プロポーザルに参加する者及びその関係者が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員及び上田市暴力団排除条例（平成24年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は再生手続き開始の申し立てをしていない者であること。
- (6) 業務遂行に必要な専門性、技術力及び体制が整っていること。

5 選定スケジュール

本プロポーザルは、次の日程により実施する。

	内容	日程
1	プロポーザル募集開始 (本要領・仕様書等公表)	令和8年7月1日(水)
2	質問書の受付期間	令和8年7月1日(水) ～令和8年7月8日(水)17時必着
3	質問書に対する回答期限	令和8年7月10日(金)
4	参加申込書等受付期間	令和8年7月1日(水) ～令和8年7月15日(水)17時必着
5	参加資格確認結果の通知(発送)	令和8年7月17日(金)頃までに
6	プレゼンテーション出席者報告期限	令和8年7月24日(金)17時必着
7	プレゼンテーション・ヒアリング実施	令和8年7月28日(火)
8	審査結果通知(発送)	令和8年8月上旬
9	業務委託契約締結	令和8年8月中旬予定

6 申込方法等

本プロポーザルへの参加を希望する者は、「(4) 提出書類」を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限 令和8年7月15日(水)17時必着

(2) 提出先 〒386-8601

長野県上田市大手一丁目11番16号

上田市 環境部 環境政策課 ゼロカーボンシティ推進担当宛

(3) 提出方法 郵送又は持参のいずれかの方法による。

(郵送は、提出期限までの必着とし、到着の有無を提出先へ確認すること。)

(4) 提出書類

- ・参加申込書(様式第1)・・・1部
- ・事業者概要調書(様式第2)・・・1部
- ・業務実績調書(様式第3)・・・1部
- ・業務実施体制調書(様式第4)・・・1部
- ・企画提案書(任意様式)・・・正本1部、副本7部、電子データ一式(提出媒体は任意)
- ・業務スケジュール(任意様式)・・・1部
- ・見積書(任意様式)・・・1部

7 資格審査

参加申込者が参加資格要件を満たしているか審査し、その結果を記載した書面を、令和8年7月17日(金)頃までに参加申込者に発送する。

8 選定方法及び選定基準

(1) 選定方法

ア 選定は、上田市公共施設木質バイオマスボイラー導入可能性調査業務委託業者選定委員会が厳正かつ公平に行う。

イ 参加申込みをした者のうち参加資格要件を満たす者の企画提案書及び企画提案書に基づくプレゼンテーションの審査を行う。審査の結果、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た者を契約候補者とする。ただし、最高得点を得た者の得点が最低基準点に満たない場合は契約候補者とならない。

ウ 参加資格要件を満たす者が1者であっても審査は行う。

(2) プレゼンテーション

ア 開催日 令和8年7月28日(火)

イ 開催時間 後日、電子メール等にて別途通知する。

ウ 実施場所 上田市役所本庁舎 会議室202(予定)

エ 所要時間 1事業者につき30分以内(質疑応答10分を含む。)

オ その他

- ・出席者は4人以内とし、出席者を令和8年7月24日(金)17時までに電子メールで報告すること。
 - ・実際に業務に携わる担当技術者を1名以上出席させること。
 - ・プレゼンテーションは非公開とし、他者の提案を傍聴することはできない。
 - ・パソコン(HDMI端子による出力ができるもの)の使用は可とするが、パソコンその他必要な備品は提案者で用意すること。
- なお、スクリーン及びプロジェクター(または大型モニター)は市が用意する。

(3) 評価基準等

ア 評価基準

(ア) 評価項目、評価の視点、配点

No.	評価項目	評価の視点	配点
1	企画提案内容	・本業務の目的(脱炭素・地域資源活用)を的確に理解しているか ・調査方法が具体的かつ実現可能な内容か ・経済性評価の検討方法が妥当か	40点
2	業務実施体制	・業務遂行に必要な人材が確保されているか ・期間内に確実に遂行できるスケジュール・バックアップ体制となっているか	20点
3	業務実績	・同種業務又は類似業務の実績があるか	20点
4	見積金額	・価格の妥当性	20点
		計	100点

(イ) 採点

(ア) の評価項目ごとに以下のとおり定める。

a 評価項目 1～3

各評価項目の配点に以下の評価係数を乗じて行う。

評価	基準	評価係数
5	特に優れている	1.0
4	優れている	0.8
3	標準	0.6
2	やや劣っている	0.4
1	劣っている	0.2

b 評価項目 4

以下の計算方法により行う。

20点×(全提案価格の最低価格/提案者提案価格)※小数点以下切り捨て

イ 留意事項

- (ア) 本基準に基づいて評価した結果、総得点が最も高い者を契約候補者とする。
- (イ) 評価の満点は500点とする。(評価者一人当たりの点数100点×評価者5人)
- (ウ) 最低基準点は300点(満点の60%)とする。
- (エ) 最高得点の者が複数となった場合は、評価項目の「見積金額」の点数が高いものを選定する。
- (オ) 評価者がプレゼンテーションを欠席する場合は、代理者が対応し、代理者の出席も困難な場合は、書類審査をもって代えるものとする

(4) 選定結果の通知、公表

審査結果は、全提案者に書面で通知するとともに、契約候補者となった者の名称及び点数をホームページで公表する。なお、審査結果についての質問及び異議申し立ては受け付けない。

9 質問の受付及び回答

本業務委託に関する質問がある場合は、質問書(様式第5)により提出すること。口頭による質問の受付は行わない。

(1) 提出方法

電子メールで以下のアドレス宛に提出すること。

上田市 環境部 環境政策課 ゼロカーボンシティ推進担当 宛

(kankyo@city.ueda.nagano.jp)

※送信時、件名に「木質バイオマスプロポーザル質問」とすること。

※送信後に質問書を送信したことを電話で伝えること。

(2) 受付期間

令和8年7月1日(水)～令和8年7月8日(水)17時必着

(3) 回答方法

質問及び回答はとりまとめのうえ、令和8年7月10日（金）までに質問者を匿名として上田市ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は、実施要領等の内容の追加・修正とみなす。

10 契約

- (1) 契約候補者と細部の仕様を調整のうえ契約を行う。なお、契約締結は随意契約を予定している。
- (2) 契約候補者との交渉が合意に達しない場合又は虚偽若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以下となった参加申込者のうち順位が上位であったものから順に交渉を行うこととし、契約は(1)と同様の方法により行う。

11 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加申込書提出後から契約候補者の決定の日までに、「4 参加資格要件」のすべてを満たす者でなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合又は不正行為があった場合
- (3) 提出書類の期限・方法・提出先が適合しない場合
- (4) 仕様書の要件を満たしていない場合
- (5) 見積の金額が、提案限度額（3,000,000円）を上回る場合

12 その他

- (1) 企画提案に関する経費、プロポーザル参加に係る諸費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提案者の記述が、特許権等法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任については、提案者が負うものとする。
- (3) プロポーザルに係る書類を郵送で行う場合、不達及び遅配を原因として提出者に不利益が生じたとしても、本市はその責を負わない。
- (4) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

13 問い合わせ先

上田市 環境部 環境政策課 ゼロカーボンシティ推進担当 担当者：上原、野沢

〒386-8601 長野県上田市大手 1-11-16（本庁舎2階）

電 話 0268-71-6428（直通）

F A X 0268-22-4127

メール kankyo@city.ueda.nagano.jp